

障害基礎年金をご存知ですか?

国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいが残り、国民年金保険料の納付要件を 満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

請求できる条件

▶対象者

障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当している人。

- ●国民年金(1号被保険者・3号被保険者)に加入中だった人。
- ●老齢基礎年金の繰り上げ請求をしておらず、当時厚生年金に加入していなかった60歳~64歳の人。 ※1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の国民年金加入者。
- 3号被保険者とは、会社員や公務員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

▶納付要件

障害基礎年金を請求するには、次のどちらかの納付要件を満たしていなければなりません。

- ●初診日が属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと。
- ●初診日が属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間(免除期間を 含む)があること。

員です。

国や県が実施する統計調査

国や県が任命する非常勤の

公務

登録調査員とは

して利用されます。

業所を訪問

して調査の趣旨や内容

調査票の記入依頼

において、調査対象となる世帯・事

税務、

きる

のない

暴力団員でな

などを説明

※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件は該当しません。

注意点

障害者手帳の有無や、等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金 法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。

(まずはご相談を)

請求できるのか、どのような書類が必要なのかは、人によって異なり ます。まずは、住民課 国民年金係へご相談ください。

間住民課 国民年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)

☎ 932-1151 (内線118)

厚生年金もしくは共済 年金加入期間中に初診日 がある場合は、障害厚生 年金、障害共済年金を請 求することになります。

その場合は、年金事務 所または各共済組合にご 相談ください。

力いただける「登録調査員」を募集類のでは、各種統計調査にご

査にご協

募紛 集計

登録

調

査員を

ています。

代表的です

その他にも毎年何ら

統計調査といえば、「国勢調査」が

可能であれば、調査業務を依頼. どを登録調査員にお知調査実施前に調査の 調査員業務の依頼 調査対象の確認 調査票の点検・整理・ 調査票の回収 調査票の配布と記入の依頼 必ずしもすべての調査に従事

がりせ で

回収を行 調査員の業務内容

· 提出

日程な

入の上、

問まちづくり課 **3** 932

ていただくわけではあり

ませ

53(ダイヤルイン)

●調査員説明会へ

ます

の出席

り更新 登録期間 登録取り消 します。

けは随時行なっ 査員登録申請書」に必要事項をご記 まちづくり課備え付 申請書の提出 提出. してください \mathcal{O} 申 けの「登録調 受け

し出が な 61

しくは暴力 団 と密接 な関

を有 員も

していな

および 暴力団

警察および選挙に直接関係

責任を持つて調査事務を遂行で

秘密の保護を遵守できる

内に住所を有する年 れの要件にも該当す 齢 20 歳 る

良くするための重要な基礎デ

各種統計調査の結果は、暮らしなかの統計調査が実施されています。

暮らしを

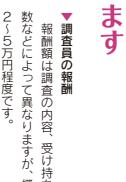
次の

タ

70 町

:歳未満の

登録調査員の資格要件



ますが、概ね、受け持ち件

登録の申し込みにつ いて

問…問い合わせ先 13 広報すえ・2017 (平成29年) 03

付

過…問い合わせ先

平成29年度 国民健康保険税の 税率が改定されます

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられように、医療費の一部を国保 加入者が自己負担し、残りを保険で支払うことを主な目的とした制度です。その財源は、国保加入者が負担 する国保税と国・県の負担金などで賄われています。

須恵町国保は、国保加入者の高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加、後期高齢者医療制度や介護保険 制度へ拠出金が増加していますが、平成20年度から税率を据え置いているため赤字が続いています。

このため、やむを得ず平成29年度から国保税の税率を改定することになりました。今回の改定では、

所得に関係なく固定資産税の状況により計算されていた資産割を廃止することになりました。

国保加入者の皆さんには、新しい税率の国保税をご負担いただくことになりますが、今後においても国民 健康保険の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成29年度からの新しい税率

国民健康保険

からの

お知らせ

-

-0

			所得割		資産割		均等割		平等割		
				改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)	改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)	改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)	改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)
)	医	療	分	7.0%	7.6%	15.0%	-	20,000円	24,000円	23,000円	25,000円
)	後期高	高齢者支	援分	2.1%	2.4%	-	-	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円
)	介護	護 保 隊	6 分	1.8%	2.3%	-	-	8,500円	9,000円	7,500円	9,000円

※所得割とは、加入者の所得に応じて負担する保険税。資産割とは、固定資産税の状況に応じて負担する保険税。 均等割とは、加入者一人ひとりが均等に負担する保険税。平等割とは世帯ごとに負担する保険税。

どれくらい国保税が変わるの? モデル世帯の国保税額



①高齢者(65~74歳)の1人暮らし

▶世帯主 所得 33万円以下(年金収入153万円以下)

改定前		改定後		
17,100円	\Rightarrow	19,500円		

242,400円 → 266,800円

改定後

改定前



②夫婦(40~64歳)の2人暮らし

▶世帯主 所得 150万円(給与収入240万円)、 固定資産税 5万円

配偶者 所得 なし



③夫婦(40歳未満)と子ども1人(小学生)の3人暮らし

所得 200万円(給与収入311万円) 所得 なし

,	改定前	改定後			
	260,900円	⇒	293,900円		

平成29年度の国保税の試算ができます

平成28年分の源泉徴収票や確定申告書の控えをご用意の上、住民課 国民健康保険係へお問い合わせください。

間 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

2017 (平成29年) 03 • 広報すえ 12